

桜井東中学校区義務教育学校 校歌制作者選考に係る採点基準

① 作詞・作曲の一体的な調和実績（配点：35.0 点）

ア. 基本の調和（一体的）実績（最大 20.0 点）：（様式 2 より判定）

- ・ 20.0 点（満点）：
 - 【個人応募】過去の実績において、作詞・作曲の「両方」を自ら単独で手掛けた校歌実績が 1 件以上 ある場合。
 - 【法人・グループ応募】今回業務に従事する作詞担当者および作曲担当者の双方が、過去に共同で（または同じコンビとして）校歌の作詞・作曲を手掛けた実績を 1 件以上 有する場合。
- ・ 10.0 点：過去に校歌実績はあるが、すべて「作詞のみ」または「作曲のみ」の分業実績である場合、あるいは今回業務に従事する作詞・作曲担当者が過去に共同で校歌を制作した実績がない場合。

イ. 多彩な音楽制作実績および社会的な信頼性（最大 15.0 点）：（プロフィール等より判定）

- ・ +15.0 点（加算）：プロフィール等の活動実績欄に、学校の「校歌」以外の多彩な音楽制作実績（例：商業音楽、映像作品等の劇伴や主題歌、公的楽曲など、広く社会的に流通・実用されている実績）が 1 件以上具体的に記載されている場合。

② 過去実績の学校種別評価（配点：25.0 点）

本業務の舞台である「1～9 年生が通う義務教育一貫校」の特殊性（幅広い年齢層への配慮等）を理解し、その実績があるかを最も高く評価します。

- ・ 25.0 点（満点）：過去の実績に「義務教育学校」または「小中一貫校」の校歌実績が 1 件以上ある場合。
- ・ 20.0 点：小学校または中学校の校歌実績はあるが、「義務教育学校」または「小中一貫校」の実績はない場合。

③ 納期履行に向けた迅速な調整・対面連絡体制（配点：15.0 点）

仕様書に基づく「直接対面での迅速な意思決定・段階的合意形成」を円滑に行い、2 月末の納期を厳守するための物理的近さを、様式 1 に記載される所在地（法人にあっては本店または主たる事務所の所在地、個人にあっては住民票上の住所、共同制作グループにあっては今回業務の主たる担当者の所在地）から一律判定します。

- **15.0 点（満点）：**様式 1 に記載される応募者の所在地（法人にあっては本店または主たる事務所の所在地、個人にあっては住民票上の住所、共同制作グループにあっては今回業務の主たる担当者の所在地）が「近畿 2 府 4 県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）」にある場合。
- **12.0 点：**上記以外の「遠方エリア（近畿 2 府 4 県以外）」にある場合。

④ 提案見積額の妥当性（配点：25.0 点）

見積額が予算上限「495,000 円（消費税及び地方消費税を含む）」の範囲内であることを前提に、以下の数式により算出します。

- **算定式：**
$$\text{得点} = 25.0 \times (\text{全応募者の中の最低見積価格} \div \text{当該応募者の提出見積価格})$$
- **端数処理および注意事項：**
 - 算出した数値の小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを算定結果とします。
 - 予算上限額「495,000 円（消費税及び地方消費税を含む）」を超過して見積書を提出した場合は失格とします。